

松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町における少子化対策の推進と、定住人口の増加を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内で松島町新婚世帯応援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年4月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得 町内に住宅を建築又は購入することをいう。
- (3) 住宅リフォーム 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等これに類する費用で、工種については別表のとおりとする。
- (4) 住宅賃貸 賃貸住宅を所有又は転貸する者との間で町内に所在する住宅の賃貸契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (5) 引越費用 町内に引越する際に要した費用のうち、引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。

(対象世帯)

第3条 支援金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 申請日において、夫婦双方又は一方が松島町内に住所を有すること。
- (3) 夫婦双方が、交付申請の前年度において、納付すべき市区町村税等（個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (5) 夫婦双方が過去にこの制度に基づく交付を受けたことがないこと。ただし、同一申請者（同一新婚世帯に限る。）の町内の転居で補助上限額の範囲内での申請については、2回目以降も対象とすることができる。
- (6) 夫婦双方が交付決定後5年間は町内に居住する意思があること。

(7) 新婚世帯の所得額（夫婦の所得額の合算額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦双方又は一方が現に貸与型奨学金の返還を行っているときは、当該返還額を所得額から控除して得た額とする。

(8) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）及び第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

（対象経費等）

第4条 対象経費は、住宅取得費用、別表に掲げる住宅リフォーム費用、住宅賃貸に係る費用（申請時点までに発生した賃料）又は引越費用とする。ただし、住宅賃貸に係る費用のうち、当該住宅賃貸に係る費用に対して給与等の支払者から住宅手当（住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額をいう。）を受けている場合において、住宅手当相当分は対象経費から差し引くものとする。

2 支援金の額は、前項に規定する対象経費の合計額とし、1世帯あたり10万円を上限とする。

3 前項に規定する支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請は松島町新婚世帯応援事業支援金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 夫婦双方の住民票の写し（住民票の謄本等）

(2) 婚姻関係の分かる書類の写し（前号の書類で婚姻関係が分かる場合を除く。）

(3) 夫婦双方の所得証明書の写し

(4) 夫婦双方について、交付申請の前年度において、納付すべき市区町村税等を滞納していないことが分かる書類の写し

(5) 次の支援金に応じて必要な書類

ア 住宅取得に係る支援金 住宅の取得価格を示す領収書等の写し

イ 住宅リフォームに係る支援金 改修の箇所を明らかにした設計図及び領収書等の写し

ウ 住宅賃貸に係る支援金 住宅の賃貸契約書の写し及び申請時までに支払った賃料が分かる領収書等の写し

エ 引越費用に係る支援金 引越費用に係る領収書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

2 支援金の給付を受けようとする者が、当該期間において給与等の支払者から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当支給証明書（様式第2号）を併せて提出するものとする。

3 支援金の給付を受けようとする者が、第2条第6号に規定する貸与型奨学金の返済を行っている場合は、当該年度において返済する金額の分かる書類を提出するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、松島町新婚世帯応援事業支援金交付決定通知書（様式第3号）又は松島町新婚世帯応援事業支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、第1項の交付決定に必要な条件を付することができる。

3 第1項の通知は、支援金の額の確定通知を兼ねるものとする。

（支援金の請求）

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、松島町新婚世帯応援事業支援金交付請求書（様式第5号）により町長に支援金の請求をするものとする。

（支援金の交付）

第8条 町長は、支援金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、松島町新婚世帯応援事業支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が、支援金を受領した日から5年以内に町外へ転出したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が特に必要と認めるとき。

（支援金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、松島町新婚世帯応援事業支援金返還命令書（様式第7号）によりその返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあったものに関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象経費	住宅のリフォームに要する費用	
対象となる 工事	区 分	
	外 部 工 事	屋根の葺き替え、防水、塗装、その他の屋根工事
		外壁の張り替え、塗装、その他のほ装工事
		サッシ及びガラスの取り付け、取替え、その他の建具工事
		既存扉の改修・取り替え、開口部の拡大、モニター付きインターホン設置、その他の玄関工事
		雨樋の取替え、改修、その他の樋工事
	内 部 工 事	床材、壁材及び天井材の張り替え、その他の内装工事又はタイル工事
		床材、壁材及び天井材の塗り替え、その他の塗装工事又は左官工事
		ドアの取替え、襖、障子の張り替え、その他の建具工事
		廊下・階段の改修、手すりの設置、その他内部バリアフリー工事
		畳の入れ替え、表替え、その他の畳工事
	設 備 工 事	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事
		システムキッチンの取替え、その他の厨房工事
		洗面台、便器の取替え、合併処理浄化槽、その他の衛生設備工事
		給水管、配水管及びガス管の取替え、その他の配管工事
		エアコン等の設置、その他空調設備工事
		屋内配線、コンセント設置・移設